

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成 13 年分の源泉所得税課税状況及び民間給与実態統計調査結果（抜すい）からなっている。課税状況は全数調査又は標本調査により調査・集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容をとらえたものである。民間給与実態統計調査は、給与所得者（民間企業に属する者に限る。）の規模別、業種別、給与階級別等に人員、給与及び税額を明らかにしたものである。この調査は標本調査の方法で調査・集計したものであるため、前半の課税状況の関連数値とは若干の差がある。

2 統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目								税額	調査方法		
		源泉徴収	義務者数	支払人員	支払金額	譲渡利益	金額	給与					
								人員	給料			手当	賞与
3-1 課税状況													
(1)課税状況	所得種類別										○	全数調査	
(2)加算税の状況											○	〃	
(3)源泉徴収義務者数の累年比較											○	〃	
(4)税務署別源泉徴収義務者数		○										〃	
(5)利子所得等の課税状況					○						○	標本調査	
(6)配当所得の課税状況				○	○						○	〃	
(7)報酬・料金等の課税状況				○	○						○	〃	
(8)給与所得及び退職所得の課税状況				○	○						○	〃	
(9)上場株式等の譲渡所得の課税状況						○					○	〃	
(10)非居住者及び外国法人の課税状況				○	○						○	〃	
(11)税務署別課税状況(源泉徴収税額)											○	全数調査	
3-2 民間給与実態統計調査結果													
(1)給与所得者数及び平均給与	規模別、業種別						○				○	標本調査	
(2)給与の内訳	給料手当、賞与別						○	○	○		○	〃	
(3)納税者数及び非納税者数	年末調整別						○				○	〃	
(4)給与階級別の給与所得者数及び給与額	給与階級別						○				○	〃	

3 源泉徴収税率（平成 13 年分）

- (1) 利子所得（源泉分離）…………… 15%
- (2) 配当所得 ① 株式等
 - イ 総合課税分…………… 20%
 - ロ 源泉分離分…………… 35%
 - ハ 確定申告不要分…………… 20%
- ② 証券投資信託の収益の分配（源泉分離）…………… 15%
- (3) 割引債の償還差益（源泉分離）…………… 18%（又は16%）
- (4) 上場株式等の譲渡所得等（源泉分離）…………… 20%
- (5) 給与所得・「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額……………（略）
- (6) 退職所得 イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合…「退職所得の源泉徴収税額表」……………（略）
 - ロ 無申告の場合…………… 20%

源泉所得税

(7) 報酬・料 金等	イ	原稿料等 (所得税法第204条1号)	}	1回の支払金額100万円までの部分……10%	
		弁護士、税理士等 (同条2号)			
		職業野球選手、騎手等 (同条4号)			" 100万円超の部分 ……20%
		芸能等についての出演、演出等 (同条5号)			
		契約金 (同条7号)			
ロ	司法書士、土地家屋調査士、海事代理士 (同条2号)	= 1回の支払金額1万円超	}	10%	
	職業拳闘家 (同条4号)	= 1回の支払金額5万円超			
	外交員、集金人、電力量計の検針人 (同条4号)	= 月中の支払金額12万円超			
	バー、キャバレーのホステス (同条6号)	= (5千円×日数) を超える額			
	広告宣伝の賞金 (同条8号)	= 1回の支払金額50万円超			
	競馬の馬主が受ける賞金 (同条8号)	= (賞金額の20%+60万円) を超える額			
ハ	診療報酬 (同条3号)	= 月分の支払金額20万円超		10%	
ニ	公的年金等 (所得税法第203条の2)	= ((公的年金等の支給額) - (控除額))		10%	
ホ	生命保険契約等に基づく年金 (所得税法第207条)	(支払う年金の額-その年金の額に対応する保険料又は掛金の額)で25万円を超えるもの		10%	
ヘ	芸能法人 (所得税法第174条10号)			10%	